

秦野戸川公園レストハウス
飲食物販店募集事業
公募型プロポーザル募集要項

令和8年7月

秦野市 環境産業部 観光振興課観光施設担当

〒257-8501

神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

電話番号：0463-82-9648（直通） F A X：0463-86-6563

メールアドレス：kankou@city.hadano.kanagawa.jp

秦野戸川公園レストハウス飲食物販店募集事業公募型プロポーザル募集要項

1 目的

神奈川県立秦野戸川公園は、丹沢山系の登山口に位置し、多くの登山客や公園利用者が訪れている場所です。

この要項は、秦野戸川公園レストハウスにおいて、飲食物販店を設けることで観光地としての魅力を高め、表丹沢の登山口の更なる活性化を図ることを目的とします。

2 事業概要

(1) 事業名

秦野戸川公園レストハウス飲食物販店募集事業

(2) 事業内容

飲食・物販店の設置及び運営

(3) 事業場所

名称 神奈川県立秦野戸川公園内 レストハウス

所在 秦野市堀山下1487-1

(4) 契約期間

原則として令和9年2月1日から令和12年1月31日まで（3年間）

※ 現運営者が次期運営者として引き続き選定された場合は、原状回復期間を設ける必要がないため、令和9年1月1日から令和11年12月31日までを契約期間とします。

※ 期間満了後、4回まで契約を更新できるものとし、1回あたりの契約期間は最大で3年間とします。（最大で合計15年間）なお、引き続き神奈川県からの施設の使用許可が得られることが前提となります。

※ 現運営者の原状回復工事の進捗によっては、施設の引き渡しは前後する場合があります。その場合は、実際の引き渡し日から3年間を契約期間とします。

3 対象施設

(1) レストハウス

ア 使用面積 120.53 m²

- イ 構造 R C造（一部鉄骨）平屋建て
- ウ 内装 必要に応じて出店者が自らの負担で行います。
- エ 外装 店名等の表示は景観を損なわない範囲で出店者の負担で行うことができますが、設置場所や内容を必ず事前に協議して決定します。
なお、地面に固定する独立の広告看板等の設置は認められません。
- オ インフラ
水道、下水道、電気、テレビアンテナ及び通信（電話）は整備されています。ガスを使用する場合はプロパンガスとなります。
- カ 設備の設置
備品一覧にない設備や厨房機器等は原則として出店者の負担で設置してください。ただし、受注者と現運営者との協議により設備の継承に係る合意があった場合はその限りではありません。

(2) 施設のコンセプト

表丹沢の登山口に位置する施設として、公園利用者をはじめ登山者や観光客を温かく迎え、利便性が高く気軽に利用できる憩いの場を目指します。

同時に、表丹沢の魅力発信拠点として、登山情報や観光情報を入手できる環境を整え、マナー啓発やアウトドアイベント等の情報発信を展開することで、楽しく安全な山岳アクティビティをサポートします。

(3) 求める機能

事業の提案は、次の機能を満たした内容で行ってください。

- ア 飲食の提供
- イ 来訪者のニーズにあった物品の販売
- ウ 観光PR物品の販売
- エ 観光PRブース
- オ 表丹沢の魅力発信

4 提案にあたっての基本的な考え方

公園来訪者及び登山者の利便性向上のため、神奈川県立秦野戸川公園の特性に合わせた事業提案を募集します。提案にあたっては、次の点に留意してください。

- (1) 県立秦野戸川公園へ設置する相応しさ
- (2) 公園来訪者及び登山者へのサービス

- (3) 安定した持続可能な運営
- (4) 秦野市の観光振興

5 飲食物販出店者募集に係る条件等

(1) 出店者の経費負担等

ア 公園施設設置許可使用料相当額

神奈川県は法令改正等により変動があるため、現時点で令和9年度分の金額は未定です。

(参考) 令和6年度使用料：767,740円(年額)

令和7年度使用料：653,458円(年額)

令和8年度使用料：653,458円(年額)

イ 飲食店運営費(光熱水費含む)

ウ 公園施設設置許可終了時(更新をしない場合を含む。)及び許可取消時の復旧費

エ 店舗案内看板及び屋外広告物

オ 公租公課

カ 内装工事費

キ 厨房設備機器等飲食店に必要な設備費

ク 飲食店営業許可等にかかる費用

ケ 清掃等日常的な管理費

コ 火災保険料

サ 維持管理費

シ 本市及び出店者の責めに帰すことができない自然的又は人為的な事象によって建物や設備等の修繕が必要となった場合は、出店者が設置した設備及び応急措置は出店者負担とし、本格的な復旧措置は、設置者の負担により実施します。

(2) 貸付料の支払時期

初年度分(2月～3月)は契約の際に、次年度以降の分については、4月から9月分を7月末までに、10月から3月分を12月末までに本市へ納めていただきます。

ただし、現運営者が次期運営者として選定された場合は、引き続き現行の支払サイクルで納めていただきます。

なお、一度納めていただいた貸付料は、いかなる理由があっても返金いたしません。

(3) 営業条件等

ア 営業日及び営業時間等

(ア) 来訪者の利便性を考慮し、営業は通年営業とし、定休日を設ける場合は土曜日、日曜日、祝日及び振替休日以外の日としてください。

(イ) 営業時間は、24時間営業はできません。神奈川県立秦野戸川公園パークセンターの開園時間（9時～16時半）や登山客などの利用時間を考慮して提案してください。

イ 提供メニュー及び価格

提供するメニューは来訪者のニーズに合った品揃えとし、かつ、利用しやすい価格に設定してください。

(4) その他の条件等

ア 店舗設置に係る事項

公園施設許可条件、店舗の営業に必要な各種法令を遵守するとともに、飲食店開業に必要な食品衛生責任者、防火管理者の資格等、必要な許認可等は、出店者が取得してください。

イ 都市公園法上の公園施設（便益施設）としての売店

今回募集する飲食物販店は、公園来訪者の利便性のための施設であり、公園内で販売する必要のないもの（例：家具、高級装飾品、日用品等）、1の目的にそぐわないものを主たる販売品目とすることはできません。

ウ 営業に係る事項

(ア) 出店者決定後、営業する権利を他人に譲渡すること又は委託することは認められません。また、運営の一部を第三者に請け負わせるときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければなりません。

(イ) 営業を開始した後、企画提案書等にて提示された主たるメニューの種類を変更するときには、当市と協議し、了承を得てください。

(ウ) アルコール類の提供は可能です。

(エ) 従業員等の駐車場が必要な場合は、県立秦野戸川公園内の駐車場以外の場所に駐車場を確保してください。

(オ) 衛生管理、感染症対策及び廃棄物の処理については、関係法令を遵守し、出店者の責任において適正に行ってください。

- (カ) 企画提案書等に沿った営業が行われているか、随時、確認することがあります。また、半期ごとに、毎月の収支及び施設利用者数を、6月及び12月の各20日までに報告してください。
- (キ) 出店者選定後、当市が求める条件等を満たせなくなった場合は、決定を取り消すことがあります。この取り消しにより出店者に損失が生じても、当市はその損失を補填しません。
- (ク) 自販機について、当市が神奈川県から2台分の設置用地の使用許可を得ています。受注者は、任意の自販機メーカーと自販機設置場所の貸付契約を締結し、令和9年1月から自販機が利用できるようにしてください。

6 県立秦野戸川公園及び丹沢表尾根（大倉）の来訪者数（人）

年度	神奈川県立 秦野戸川公園	丹沢表尾根 （大倉）	計
令和元年度	750,344	332,165	1,082,509
令和2年度	428,300	321,200	749,500
令和3年度	428,580	365,074	793,654
令和4年度	537,360	341,518	878,878
令和5年度	623,430	427,882	1,051,312
令和6年度	709,870	310,809	1,020,679
令和7年度	618,363	368,513	986,876

※神奈川県入込観光客調査より

7 秦野戸川公園レストハウスの施設利用者数（人）

年度	施設利用者数
令和2年度	14,499
令和3年度	14,854
令和4年度	17,991
令和5年度	18,950
令和6年度	16,846
令和7年度	18,154

戸川公園レストハウス 備品一覧表

	製品名	設置場所	規格	数量
1	テーブル	レストラン	W450×D900×H700mm	6台
2	イス	レストラン	W450×D450×H400mm	24脚
3	手洗い器	厨房	W420×D330×H150mm	1台
4	事務用デスク	更衣室	W1000×D600×H700mm	1台
5	4人用スチールロッカー	更衣室	W900×D515×H1790mm	1台

秦野戸川公園レストハウス 飲食物販店 【平面図】

